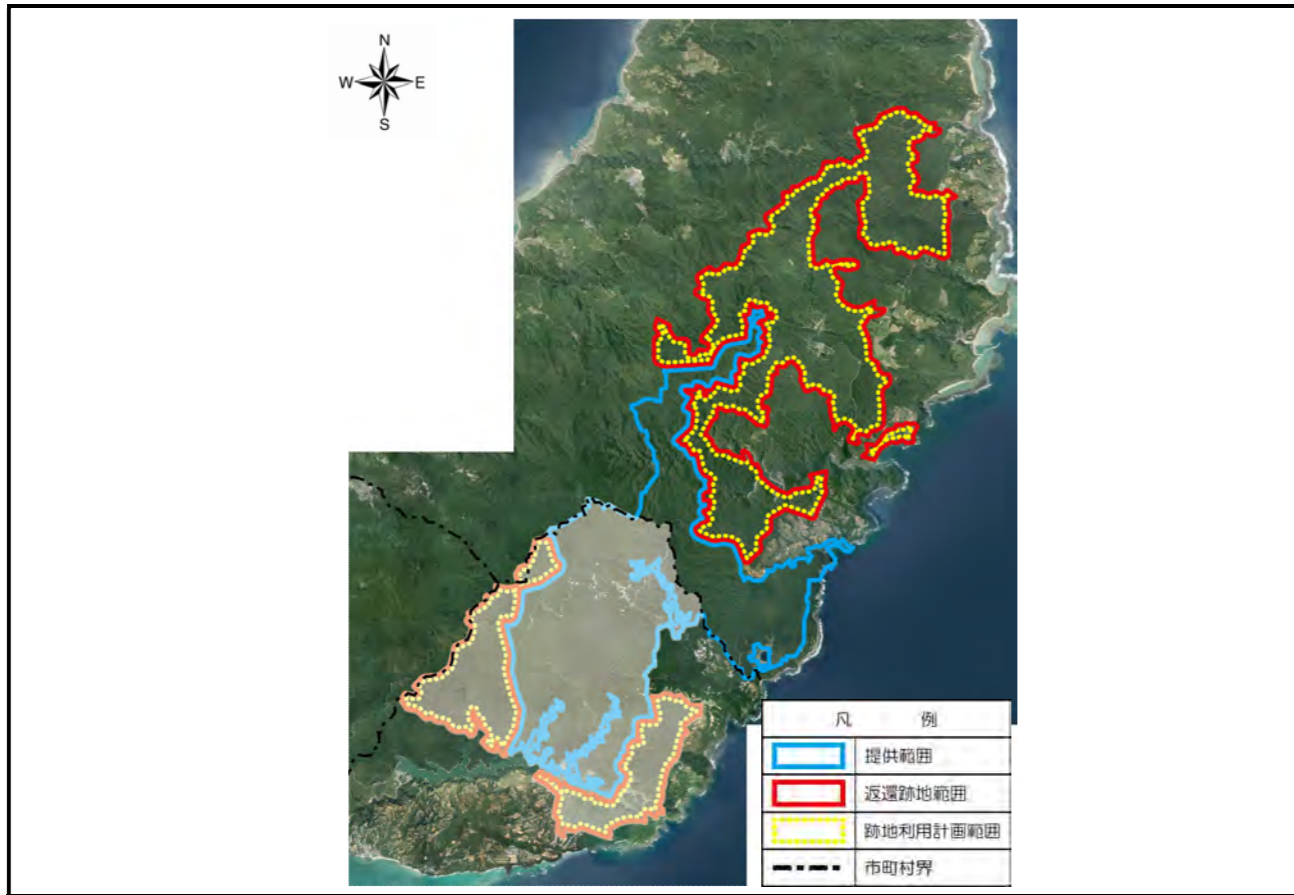
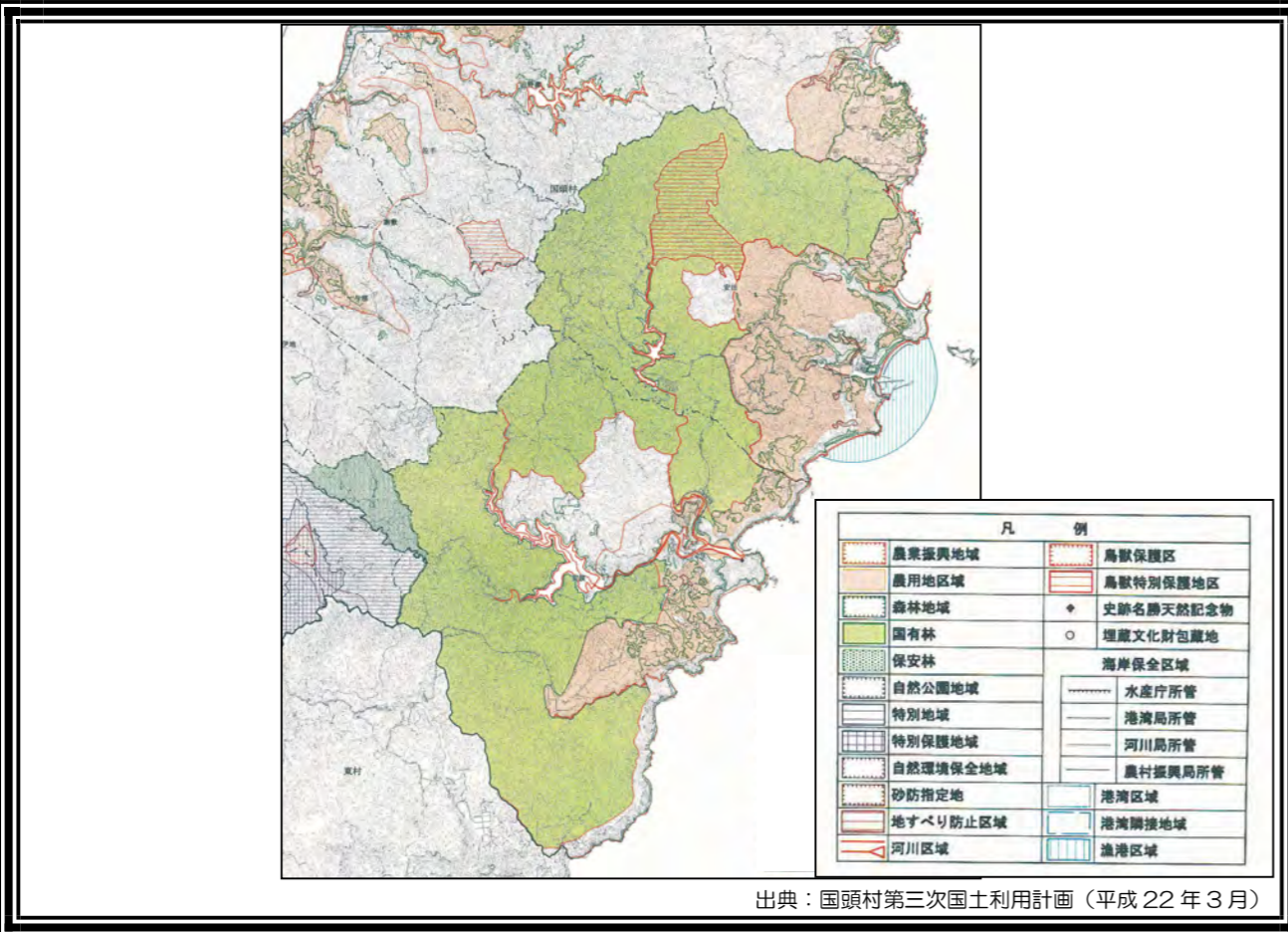


# 北部訓練場（国頭村）

返還跡地



土地利用規制現況図



出典：国頭村第三次国土利用計画（平成22年3月）

## ■返還跡地の概要等

□ 概 要				
面 積	2,870.0ha		■内訳	面積は、北部訓練場返還予定区域面積のうち国頭村部分のみの面積。(概数)  (内訳は国頭村提供)
	国有地	2,463.0ha	85.8%	
	県有地	379.0ha	13.2%	
	市町村有地	14.0ha	0.5%	
民有地	14.0ha	0.5%		
所 在 地	国頭村（字楚洲、字安田、字安波、字謝敷、字与那、字浜）			
位置及び現況	位置：沖縄本島北部、国頭村の東側の主に森林地帯 現況：主に原生林			
使用状況	管理権：海兵隊（対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習等）			

□ 沿 革	
昭 32. 10. 25	●「北部海兵隊訓練場」として使用開始。(米軍の統治下にあった復帰前から海兵隊のゲリラ演習場として使用)
昭 47. 5. 15	●「北部訓練場」として提供開始。
昭 49. 1. 30	●第 15 回日米安全保障協議委員会において、北部ダム用地部分の返還と地位協定第 2 条第 4 項 (b) の使用を合意。
昭 51. 7. 8	●第 16 回日米安全保障協議委員会において、一部 (1,280ha) の無条件返還を合意。
平 2. 6. 19	●日米合同委員会において、軍転協から返還要請のあった土地の一部 (450.4ha : 第 16 回安保協事案 263.4ha 含む) の返還に向けて調整・手続きを進めることを確認。(その後面積を見直し)
平 5. 3. 31	●平成 2 年の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された土地 (約 479ha) を返還。
平 8. 12. 2	●SACO 最終報告において、平成 14 年度末を目処に「北部訓練場」の過半 (約 3,987ha) を返還し、また、特定の貯水池 (約 159ha) の共同使用を解除することを合意。
平 10. 12. 17	●日米合同委員会において、「安波訓練場」の返還条件として合意された土地 (約 38.2ha) 及び水域 (約 121ha) を追加提供。
平 19. 10. 31	●日米合同委員会において、道路用地 (村道辺野喜楚洲線 : H19 着工~H27 完了予定) として約 9ha の土地を返還。
平 28. 12. 21	●日米合同委員会において、移設工事が完了したヘリコプター着陸帯 (4箇所) 及び進入路を提供することを承認。また、北部訓練場の過半の返還を日米が共同発表。
平 28. 12. 22	●SACO 最終報告で合意された「北部訓練場」の過半 (約 4,000ha) を返還。

## ■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画	
●平成 13 年 8 月に「北部訓練場・安波訓練場跡地利用計画」を策定。	※多くの固有種を含むやんばるの森特有の生物多様性や水源かん養機能、二酸化炭素吸収源等の公益的な機能を常に考慮し、観光を含めた新たな森林業の創造による保全・利活用を検討。
●現在は、環境省が国立公園指定及び世界自然遺産への登録に向けての取組を実施中。	※平成 28 年 9 月 15 日に環境省より「やんばるの国立公園：陸域のみ (13,622ha)」に指定。
	※北部訓練場については、返還後に追加で国立公園指定及び世界自然遺産へ登録予定。

□ 事業段階	
跡地利用計画（構想） 策定段階	●北部訓練場を除く地域について、環境省が推進する国立公園指定及び世界自然遺産登録に向けての取組を実施中。  ※国頭村においても、平成 27 年度に「世界自然遺産対策室」を設置し、国や県等と連携し、課題等の解決を図りつつ、早期実現に向けての取組を実施中。